議第２号議案

国連女性差別撤廃委員会への拠出金使途除外等の撤回を求める意見書について

国連女性差別撤廃委員会への拠出金使途除外等の撤回を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和７年(2025年)３月６日

提出者　越谷市議会議員　山　田　裕　子
越谷市議会議員　山　田　大　助
賛成者　越谷市議会議員　清　水　　泉
越谷市議会議員　大　田　ちひろ
越谷市議会議員　工　藤　秀　次
越谷市議会議員　大和田　　哲
越谷市議会議員　白　川　秀　嗣

国連女性差別撤廃委員会への拠出金使途除外等の撤回を求める意見書

昨年１０月、国連の女性差別撤廃委員会が「男系男子」の皇位継承を定めた皇室典範の改正を勧告したことについて、外務省は１月末、日本が国連人権高等弁務官事務所に任意で拠出している資金を女性差別撤廃委員会（以下ＣＥＤＡＷ）には支出しないよう求めるとともに、同委員会メンバーの訪日プログラムの中止を国連に通知しました。

措置の理由について、外務省はＣＥＤＡＷが男系男子の皇位継承を定めた皇室典範改正を勧告したことへの抗議の意図であると説明しています。

しかし、ＣＥＤＡＷによる勧告に強制力はなく、その対応は締約国が国内議論を重ねた上で判断するものとされています。また同委員会は日本だけでなく、皇位継承に女性への差別にあたる問題を抱える国には同様の勧告をしていますが、これまでに拠出金の使途を制限するなどした国はありません。

ＣＥＤＡＷの勧告は、日本政府による報告のみならず、市民社会からの様々な情報をもとに建設的な対話が行われて発せられたものです。皇位継承問題は勧告の一部であり、他にも選択的夫婦別姓の実現や選択議定書の批准、女性の政治参画の拡大など、勧告を含む６０項目もの総括所見において日本のジェンダー平等政策の遅れが指摘されています。

委員会の勧告内容が日本政府の意に沿わないからといって、国連機関への拠出金使用を制限するなどという報復的な対応は、人権先進国がなすべき行いとはいえません。

今年は女性差別撤廃条約批准４０周年です。条約締約国として勧告内容を真摯に受け止め、ジェンダー平等社会の一層の推進が図られるよう、国連女性差別撤廃委員会への拠出金使途除外等の撤回を求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和７年３月１８日

埼玉県越谷市議会

《意見書提出先》

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

外務大臣